

# 山辺町国民健康保険特定健康診査等実施計画書

山 辺 町 国 民 健 康 保 険

## 1. はじめに

基本健診等の保健事業は、これまで老人保健法等に基づき市町村を中心に実施してきました。しかし、生活習慣病対策による医療費適正化効果の直接的な恩恵を享受できること、また対象者の把握が比較的容易であり健診・保健指導の確実な実施が期待できることから、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者の役割として、特定健康診査・特定保健指導（以下それぞれ「特定健診」「特定保健指導」という）の義務を担うことになりました。

国民健康保険の医療保険者として、国民健康保険被保険者の健康的な生活習慣を確立し、生涯を通じた健康づくりが行えるよう特定健診・特定保健指導を効率的かつ効果的に実施するため本計画を策定するものです。

### 【山辺町国民健康保険被保険者の健康の現状】

山辺町は、山形盆地の西部に位置し、県都山形市に隣接する人口15,515人（平成19年5月31日現在）の町です。

平成17年の国勢調査による人口動態に基づいて算出された山辺町の平均年齢は男性44.8歳、女性48.3歳であり、いずれも山形県平均を上回っています。また、平成15年における平均寿命（1）は男性79.5歳（県8位）、女性87歳（県1位）となっており、健康寿命（2）は男性77.2歳、女性82.3歳と県内上位を占めています。また、総人口に占める65歳以上人口は26.2%となっており、人口の約4人にひとりには65歳以上となっています。平成17年の死因では、死亡総数173人のうち心疾患（44人）、脳血管疾患（18人）など循環器系疾患の占める割合が全体の37%と大きくなっています。

山辺町国民健康保険は、被保険者数5,241人（平成19年5月31日現在）町総人口の33.8%を占めています。これは、町民約3人に1人が国民健康保険に加入していることとなります。

平成18年度の基本健康診査の状況（別表1）をみると、健診結果のうち、循環器系（血圧・心電図・糖尿病）の要指導・要医療の割合は県平均を若干上回っています。

また、平成19年5月診療分の主な疾病状況をみると、件数は糖尿病、循環器系が35.7%と県計27.7%を大きく上回り、診療費も同じように県計を大きく上回っています。（別表2・3）これらの疾病は、長期化や、合併症への進行が多く、国保財政を圧迫している状況にあります。

このため、生活習慣の改善により、若いときからの糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、生活習慣病の発症しない境界域の段階で留めることができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症に発症を抑えることができます。疾病の重症化予防と町民の健康度が高まり、ひいては医療費の伸びの抑制（低下）を実現できると考えられます。

1 平均寿命・健康寿命：平成19年度山形県市町村国民健康保険と老人医療費の動向より

2 健康寿命：認知症または、寝たきりにならない状態で生活できる期間

### 【実施方法】

特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために実施します。

また、重大な心疾患や脳血管疾患を早期に発見するため、山辺町では基本的な特定健診に加え、心電図・眼底・貧血などを加えた健診も実施します。

早い時期・段階に介入し行動変容、改善を図るために、特定保健指導を実施します。

## 【年次目標】

この計画は、5年を一期とした平成24年度までのもので、表1の通り目標値を定めます。なお、平成23年度までは毎年見直しを行います。

表1 山辺町の目標値

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健康診査受診率 (又は結果把握率)	45%	50%	55%	60%	65%
特定保健指導実施率 (又は結果把握率)	25%	30%	35%	40%	45%
内臓脂肪症候群の該当者 ・予備群の減少率	%	%	%	%	10%

注) 「内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率」は、平成20年度に設定

## 2. 特定健康診査等の対象者

### 【対象者】

特定健診等の対象者は、年齢が40歳から74歳までの山辺町国民健康保険の加入者です。対象となる方の人数は、平成19年度2,934人だったのが平成24年度2,854人になるものと見込まれます。(表2参照)

表2 国保被保険者総数推計

年齢区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40 - 64	1,483	1,446	1,414	1,386	1,365
65 - 74	1,421	1,436	1,453	1,471	1,489
総 数	2,904	2,882	2,867	2,857	2,854

なお、厚生労働大臣が定める特定健診の対象外は次の通りです。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(仮称)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

### (内容)

特定健康診査の実施の対象外となる者を次の1～6に該当する者とする。

- 1 妊産婦
- 2 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者
- 3 国内に住所を有しない者
- 4 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 5 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している者
- 6 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

### 3. 特定健診・特定保健指導の実施方法

#### (1) 実施場所・実施項目・実施時期と期間

特定健診を受ける際には、町内各地区ごとに、山辺町保健福祉センター「輝らりやまのべ」又は、結核成人病予防協会山形検診センターにおいて行います。日程が合わない場合は、別の地区の日時に受診していただくことも可能です。

実施項目は次のとおりとします。

- |      |  |
|------|--|
| 基本項目 | 1) 診察(身長・体重等)<br>2) 脂質(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)<br>3) 肝機能(AST・ALT・GTP)<br>4) 代謝系(尿糖(尿蛋白含む)・空腹時血糖・HbA1c) |
| 追加項目 | 1) 血液一般(赤血球・血色素・ヘマトクリット)<br>2) 心電図(12誘導心電図)<br>3) 眼底検査(片眼)   |

特定健診実施時期は年度ごと更新し、平成20年度は別紙のとおりとします。(別紙3)

#### (2) 特定健診・特定保健指導の委託や契約形態等

日時においても被保険者の利便性等を考慮し、健診機関への委託を行います。

##### 契約形態

山辺町の契約に関する規則のとおりとします。

健診を行う選定基準を考慮しながら、契約の性質又は目的が競争に適さない場合(不適条項随契(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に該当するため、健診機関と随意契約を結びます。

##### 特定健診委託基準

特定健診の委託については、受診者の利便性を考慮し、厚生労働大臣が定める告示(別紙1)のとおりとします。

##### 健診結果のデータの授受及び委託料の支払い等

特定健診を受診した山辺町国民健康保険の被保険者の健診結果のデータ授受及び管理については、事務処理の効率化を図る観点から、山形県国民健康保険団体連合会に委託します。

また、健診に要する費用については、健診機関に直接支払うものとします。

#### (3) 健診の周知や案内の方法

特定健診については、実施場所・時間等を広報紙や町のホームページに掲載すると共に、保健事業等の機会をとらえ案内します。さらに、受診希望者には健診を受ける1ヶ月前までに、予診票等を郵送します。予診票(被保険者証番号入り)をもって受診券の代用とします。

受診の際は健康保険証を持参する必要があります。

なお、年度途中での転入者に対しては、窓口で確認し予診票(受診券に変わるもの)を送付いたします。

また、健診の結果によって、内臓脂肪症候群・予備群を対象に特定保健指導を実施します。特定保健指導には、利用券を使用します。

#### (4) 事業主健診等他の健診受診者の健診データをデータ保有者から受領する方法

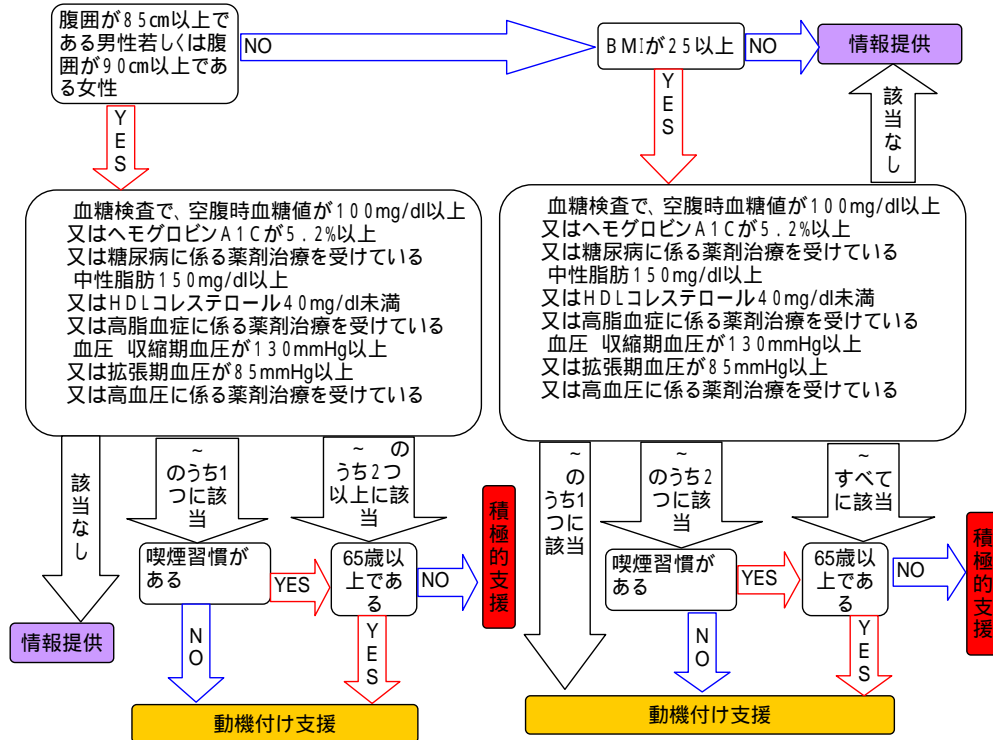
事前に事業主健診等において、特定健康診査に相当する項目を受診すると見込まれる方、受診された方、年度途中に山辺町国保に加入された方及び他の医療保険に移動された方は、山辺町保健福祉課国保医療係まで御連絡願います。

特定健診の項目に該当する結果記録は、随時当該事業者等から提供を受けます。

その際、当該事業者等に対し、当該情報の提供に要した実費について支払うものとなります。

(5) 特定保健指導の対象者の抽出と案内

特定保健指導の対象者は、階層化による自動判定及び健診機関の医師による総合的な判断に基づき抽出された対象者リストに基づき、当該リストの全員に案内します。



ただし、糖尿病、高血圧症又は高脂血症の治療に係る薬剤を服用している者は最終的に積極的支援及び動機付け支援から除く。

(6) 実施に関する年間スケジュール

実施に関する年間スケジュールは次の通りです。

平成20年4月1日～平成21年3月31日までの1年分です。

	平成20年度	平成21年度
4月	健診対象者の抽出 健診機関との契約 人間ドック受診希望確認	【平成20年度の繰り返し】 健診機関との契約
5月	健診票の送付	前年度分の健診データ抽出
6月	↓ 特定健診(集団)開始	↓ 実施率等・実施実績の算出 国への報告 実施成績の分析
7月	人間ドック開始 (健診データ受け取り) 費用決済 保健指導対象者抽出 特定保健指導開始 " データ入力	
8月		
9月		
10月		
11月	↓ 特定健診・人間ドック終了 実施方法・委託先見直し	
12月	健診データ受取	
1月	費用決済(最終)	
2月	健診世帯調査 ↓ 次年度健診・保健指導実施 スケジュール作成	
3月	次年度特定健診受診予定者把握 特定保健指導終了 特定健診実施検討委員会	

#### 4．個人情報の保護

特定健診や特定保健指導の情報の取り扱いに当たり、個人情報保護の観点から、山辺町個人情報保護条例に基づき個人情報を取り扱い、職員の義務（データの正確性、漏洩防止措置、委託先の監督）について周知を図ります。

データの保管方法及び保管体制については、山辺町情報セキュリティとの整合性をはかりながら、セキュリティ管理責任者においてその漏洩・滅失・損傷等の防止に必要な措置を講じます。

また、特定健診・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

データの処理は山形県国民健康保険団体連合会に委託します。外部委託をするにあたり定期的に管理・監督をします。（年2回以上）

#### 5．特定健診等実施計画の公表・周知

##### 広報及び周知の方法

この計画については、町のホームページ及び広報紙等に掲載することにより周知を図ります。

##### 趣旨の普及啓発の方法

特定健診等の趣旨の普及については、特定健診等も盛り込んだ平成20年度からの国民健康保険制度改正のリーフレットを、すべての山辺町国民健康保険加入世帯に配布するとともに、町のホームページ及び広報紙等にも掲載し啓発します。

#### 6．特定健診等実施計画の評価及び見直し

特定健診等実施計画の評価は、健康診査・保健指導の方法、内容、結果等について、生活習慣病・予備群の減少や医療費適正化への効果、目標数値との連動性を考慮し評価を行います。

具体的には、別紙2の通りです。

特定健診等実施計画の見直しに対しては、前述の評価に基づき、特定健診に関わる内容として、委託先機関及び委託内容は適切であったか、健診時期や健診の案内方法は適切であったか等、保健指導に関わる内容として対象者選定の優先内容や保健指導プログラム内容は適切であったか等について、関係部署の代表者で構成する「特定健康診査等実施検討委員会」にて、事業終了後の毎年（平成23年度まで）検討を行います。

#### 7．その他、特定健診等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

人間ドック事業は従来どおり実施します。その場合、特定健診等は人間ドックの中で実施します。

生活機能評価（65歳～74歳）・健康増進法による検診（がん検診・肝炎ウイルス検診）を同時に実施します。

本事業の実施に関し、必要と思われる研修等を事業従事者に対し随時行います。

特定健診・特定保健指導委託機関との連絡調整・担当者会議等は、随時行います。

(別紙1)

【選定基準】

- 1) 人員に関する基準
  - a 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
  - b 常勤の管理者が置かれていること。ただし、管理上支障がない場合は、健康診査機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2) 施設又は設備等に関する基準
  - a 特定健康診査を適切に実施するために、必要な施設及び設備を有していること。
  - b 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設(部屋)が確保されていること。
  - c 救急時における応急処置のための体制を整えていること。
  - d 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十五条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること。)
- 3) 精度管理に関する基準
  - a 特定健康診査の健診項目について内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
  - b 外部精度管理調査を定期的に受け、検査値の精度が保証されている結果であること。
  - c 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられること。
  - d 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において、aからcまでの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。
- 4) 健診結果等の情報の取扱いに関する基準
  - a 特定健康診査に関する電磁的記録を作成し、保険者に対して当該電磁的記録を安全かつ速やかに提出すること。
  - b 特定健康診査の受診者本人への通知に関しては、受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
  - c 受診者の特定健康診査結果等の保存及び管理が適切になされていること。
  - d 法第三十条及び第百六十七条第一項に規定する秘密保持規定を遵守すること。
  - e 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
  - f 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成十七年三月厚生労働省)を遵守すること。
  - g 健診結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、本来必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスクングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5) 運営等に関する基準
  - a 対象者の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、利用者の利便性に配慮した取組を行い、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
  - b 保険者の求めに応じ、保険者が適切な特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
  - c 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

- d 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- e 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記させること。
- f 次に掲げる事項の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）を通じて、幅広く周知すること。
  - （一） 事業の目的及び運営の方針
  - （二） 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - （三） 特定健康診査の実施日及び実施時間
  - （四） 健康診断の内容及び価格その他の費用の額
  - （五） 通常の事業の実施地域
  - （六） 緊急時における対応
  - （七） その他運営に関する重要事項
- g 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査受診者から求められたときは、これを提示すること。
- h 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、健康診断機関の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うこと。
- i 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- j 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- k 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

(別紙2)

対象		評価項目	評価指標	評価手段	評価時期
健診	個人	毎年の健診受診状況	健診受診状況 健診結果数値 判定項目	健診データ	毎年
	集団	毎年の健診受診状況	健診受診状況 (性、各年代別)	健診データ	毎年
	事業	健診の周知、案内方法 健診時期、健診委託先 健診項目、内容 健診費用	健診受診率 対象者の満足度 自己負担費用と保険料	健診データ アンケート 保険料への影響	毎年
保健指導	個人	意欲向上、知識獲得 運動・食事・喫煙・ 飲食等の行動変容 自己効力感	行動変容ステージの 変化 生活習慣改善状況	生活習慣質問表 客観的観察 自己記録表	6カ月後 1年後 以後もフォロー
		健診データの改善	肥満度(腹囲、BMI) 血液検査(糖、脂質) 血圧、メタボリックシ ンドロームリスク個数 禁煙	健診データ	動機付け、積極的 支援対象者は経過 観察または評価時 1年後
	集団	運動、食事、喫煙 飲食等の行動変容	集団の生活状況改善度	生活習慣質問表 客観的観察 自己記録表	毎年
		対象者の健康状態の 改善	肥満度(腹囲、BMI) 血液検査(糖、脂質) 血圧、メタボリックシ ンドロームリスク個数 禁煙	健診データ 疾病統計	毎年
		対象者の医療費	医療費 (全体、生活習慣病 関連)	レセプトデータ	毎年
保健指導	事業	保健指導のスキル 保健指導の支援材料 保健指導の記録	生活習慣改善度 対象者の満足度	カンファレンス 保健指導過程の 振り返り アンケート	保健指導後のカン ファレンス時 年度事業終了時
		社会資源の有効活用	社会資源(施設、人材 財源など)の活用状況 委託件数、委託率	社会資源の活用 状況 委託状況	毎年
		対象者の選定方法(優 先度)は適切だったか 支援プログラムは適切 だったか 対象者の満足度	保健指導対象者の割合 個人目標達成率 満足度 保健指導途中脱落率	質問表 観察 アンケート	毎年
		保健指導の実施率は向 上しているか	保健指導の実施率	保健指導実施報告 書	毎年
総合		全体の健康状態の改善 (地域特性と関連付けて)	死亡率、要介護率、 有病率、予備軍、有 所見率、改善率 新規発症者、該当者数	死亡、疾病統計、 健診データ	毎年
		医療費適正化効果 (地域の特徴と関連付けて)	医療費(全体、生活習慣 病関連)	レセプト	

(別紙 3)

実施時期・場所

実施体制		実施時期	場 所
総合健診	人間ドック		
1		平成20年 6月23日	保健福祉センター(国保優先)
1		平成20年 6月30日	保健福祉センター(国保優先)
1		平成20年 7月22日	保健福祉センター(国保優先)
1		平成20年 7月23日	保健福祉センター(国保優先)
1		平成20年 7月24日	保健福祉センター(国保優先)
1		平成20年 7月28日	作谷沢ふれあい自然館
1		平成20年 8月 6日	保健福祉センター
1		平成20年 8月18日	保健福祉センター
1		平成20年 9月26日	保健福祉センター
1		平成20年10月 4日	保健福祉センター
1		平成20年10月 6日	保健福祉センター
1		平成20年10月 7日	保健福祉センター
1		平成20年11月 4日	保健福祉センター
1		平成20年11月28日	保健福祉センター
	1	平成20年 7月16日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 7月17日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 7月19日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 7月22日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 7月23日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 8月 1日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 8月19日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 8月21日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 8月25日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 8月27日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 8月29日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 9月 1日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 9月 3日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 9月 4日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 9月 5日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 9月16日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年 9月17日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)

	1	平成20年 9月18日	山形検診センター(人間ドック)(国保優先)
	1	平成20年10月 4日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年10月 6日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年10月 7日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年10月 8日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年10月 9日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年10月10日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年11月12日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年11月13日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年11月14日	山形検診センター(人間ドック)
	1	平成20年11月15日	山形検診センター(人間ドック)